

商店街のアーチ・アーケード撤去を支援します！

～商店街リバイバル支援事業費補助金～

新たな活動の起点に

アーチ・アーケードの撤去工事費用だけでなく、撤去前の調査点検費用、撤去後の集客力強化に向けた活動費用、活動の計画策定に係る費用（専門家派遣費用など）も補助対象です。

アーチ・アーケード撤去後の新しい商店街づくりも併せて支援します。

■補助内容

商店街団体等のアーチ・アーケード撤去に係る次の費用

補助対象経費	補助上限額
(A) アーチ・アーケードの撤去に係る調査点検費用 (a)	(a) (b) 合計で 300万円
(B) アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動計画策定・周知に係る費用 (b)	
(C) アーチ・アーケードの撤去工事に係る費用	500万円
(D) アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動費用	250万円

※アーチ・アーケード撤去後は、撤去を完了した翌年度中までに、原則として上記表(D)の補助メニューを活用し、集客力強化に向けた活動を行ってください。

補助対象経費の 1/2 以内

※交付申請する年度の4月1日時点で会員数が40以下の団体は2/3以内

■集客力強化のための活動（例）

- ・見晴らしの良くなった通りを活用した、スタンプラリーや売り出しイベント
- ・日当たりが良くなったことを活用して、植物を育てる等で景観を整える

集客力強化のための活動の補助対象経費（例）

- ・広告物、看板等の作成費用
- ・イベントに出演するパフォーマー等への出演費用
- ・イベント期間中に採用したアルバイト代に係る経費
- ・事業に必要な会場使用料、設備のレンタル料 ほか

■補助対象者

商店街団体 等

（例）〇〇商店会、〇〇商店街連合会、〇〇商店街振興組合、 等

■補助対象施設

商店街団体等に設置されている「アーチ」又は「アーケード」

※【注意】街路灯は対象外です

■主な補助要件

- ・アーチ又はアーケードの撤去後は、原則として商店街リバイバル支援事業費補助金を活用し、集客力強化のための活動をすること。
- ・アーチ又はアーケードの撤去を進めるに当たっては、交付申請団体が所属する市町村の同意を得ること。また、地域住民など、関係者の理解を得るよう努めること。
- ・商店街の「歩行者通行量」及び「会員や地域住民の満足度等」について、事業実施の効果が継続して見込まれること。
- ・「(D)アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動に係る費用」の補助について申請する場合、その申請事業が当課の「商店街魅力アップ事業費補助」に重複して申請していないこと。

・・・など

その他、詳細につきましては、募集要領等によりご確認ください。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先まで、お気軽にお問い合わせください。

「事業の進め方がわからない」など、実施方法等のご相談も受け付けています。

<問合せ先>

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課商業まちづくりグループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話：(045)210-5612(直通)

URL： <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/revival.html>

